

東洋学報 第七十六卷第三・四号 平成七年三月

論説

明代前半期、里甲制下の紛争処理

—徽州文書を史料として—

中島 樂章

はじめに

明代においては、洪武三一（一三九八）年に頒行された『教民榜文』の規定により、戸婚・田土などの訴訟は、まず各里の申明亭において老人・里長等が処断することが命じられ、これを直接地方官に訴えることは禁止された⁽¹⁾。従来こうした老人制と「郷村裁判」制度は、その制定から半世紀足らずのうちに衰退し、明代中期までに

明代前半期、里甲制下の紛争処理 中島

第七十六卷

二二三

は法制上も空文化したとみなされていたが、さきに筆者は主として『皇明条法事類纂』により、郷村裁判制度は明代中期にいたるまで法制上の原則として維持され、また当時の郷村社会では、実際に里長や老人により一定の紛争処理が行なわれていたことを明らかにした。しかし史料的制約から、里甲制下の紛争処理の実態はなお十分に明確ではなかつた。

ところが、近年、中国社会科学院歴史研究所所蔵の明代徽州文書が、『徽州千年契約文書』第一編（以下『契約文書』と略称）として影印出版され、明代徽州の郷村社会における紛争処理の実態を、文書史料に即して具体的に検討することが可能となつた⁽⁵⁾。筆者はさきに別稿において、明代中期の文書にあらわれる「值亭老人」なる制度について論じたが、本稿では主として『契約文書』所収の文書により、明代前・中期⁽⁷⁾、特に宣德—正徳年間（一四二六—一五二二）を中心として、徽州郷村社会における里甲制下の紛争処理の実態と、その時代的変遷について考察を加える。

一 明代前期、老人制下の紛争処理——宣徳二年「祁門謝応祥等重復買山具結」——

現存する明代前半期の徽州文書の大部分は、祁門・休寧両県の文書であるが⁽⁸⁾、とくに祁門県十西都の謝氏に関しては、土地売買文書のほか、税契文憑・契本・戸帖・墾荒帖文・魚鱗図冊などの、元末明初以来の多数の文書が残されている。祁門県の謝氏は、南唐末に金陵から祁門に移住した謝詮に始まるときれ、以来多くの分宗に分かれて祁門県の各地に定住した。十西都王源の謝氏の族譜である『王源謝氏孟宗譜』（以下『孟宗譜』と略称）に

よれば、王源謝氏は謝詮の長男の六世の孫謝芳が、北宋期に王源（暘源）村に定住したのに始まるという。南宋期には二人の進士を出し、以来明初にかけて農業經營や商業活動を通じて富をなし、在地の有力同族として成長した。

南宋以降、王源謝氏は王源村を中心としていくつかの支派に分節化し、均分相続の過程でそれぞれ祖産を継承していく。また同族先買権が広く認められていたこともあって、同族間の土地（とくに山林）売買も活発に行なわれ、『契約文書』などにも、元末以来の謝氏の同族間の土地売買文書が多く収められている。明代の十西都は单一の里（図）からなり、祁門県城の南方、祁門水の一支部流に沿って開けた河谷盆地を中心として、王源村など五つの村を含んだが、とくに王源村は、「祁門県治の東南二十里許^{ほど}ならざるを、王源と曰う。廬居その中は皆謝姓の人なり」とあるように、おおむね謝氏による同姓村をなしていた。

ここではまず明代前期の老人による紛争処理の実態を伝える文書として、宣德一（一四二七）年の「祁門謝応祥等重復売山具結」⁽¹²⁾をとりあげよう。これは十西都の謝応祥等が山地の二重売買を解消し、先買者の管業権を認めるなどを誓約した文書であるが、末尾には立契者である謝応祥等や、見人（立会人）の署名のほか、「理判老人」（謝尹奮の署名が付されており、老人による一種の判決書としての性格も認められる。やや長文ではあるが全文を引用しよう。

十西都謝応祥・永祥・勝貞等、曾於永樂二十年、及二十二年間月日不等二契、將承祖本都七保、土名吳坑口、係經理唐字毫阡九伯伍拾捌号、山地參畝參角、東至降、西北溪、南至場頭、立契出賣与本都謝則成名下、收

價已畢。後有兄謝榮祥、覆將前項山地內、取壹半、尙与本都謝希昇名下。今有謝則成男謝振安得知、具詞投告本都老人謝處。蒙拘出一家文契、參看果係重復。蒙老人着令謝云祥等、出備原價、与後買人謝希昇名下、取贖前項山地。其希昇除當將原買云祥等文契杜毀外、写還退契一券、付与云祥、転付振安照証外、云祥曾將祖景云・景華原買、謝岩友・傑友・謝則成名目上手文契武帝、繳与希昇。今希昇写還退契之日、當將前項岩友・則成名目老契武帝、俱各廢毀無存、不及繳付。日後倘有違漏契字、云祥・希昇等及他人賣出、不在行用。自今憑衆議寫文書、付与謝振安照証之後、一听振安、照依伊父謝則成永樂二十年・二十二年武契、原買前項山地、永遠管業為始。云祥・應祥等、即無異言爭競。如有異言爭競、一听賛此文、赴官理治。仍依此文為照。今恐無憑、立此文書為用。

宣德二年丁未歲九月初六日

謝榮祥	押	謝應祥	押	謝楨祥	押
謝永祥	押	謝勝員	押		
見人	謝從政	押	謝思政	押	
謝能靜	押		謝能遷	押	
李宗益	押				

理判老人

謝尹奮

押

十四都の謝應祥等は、永樂年間に祖産である吳坑口の山地三畝三角を、二度にわたり同都の謝則成に出売した。ところがのちに應祥等の兄である謝榮祥が、その山地の半分を同都の謝希昇に二重に出売したため、則成の子の謝振安が、同都の老人謝尹奮に「詞を具して投告」したのである。老人謝尹奮が振安と希昇に命じて各自の

文契を提出させたところ、はたして二重売買であった。この結果老人はまず謝云祥等に、問題の山地を後買者たる希昇から原価で買い戻すことを命じた。また希昇は自らの文契を廃棄したうえ、云祥を通じて退契を振安に交付し、さきに云祥が希昇に交付した上手文契⁽¹⁴⁾は、退契交付時に廃棄することとした。老人の裁定を受けて、栄祥・応祥等は「衆議に憑り」、この文書を作成して振安の管業権を認めるとともに、後日「異言争競」があれば、本文書に従い「官に赴きて理治」を受けることを誓約したのである。

この文書にみえるように、明代前期の十四都謝氏をめぐっては、実際に老人の裁定を通じて、文契の破棄をもともなう二重売買の解消がなされていた。また謝振安はこの紛争を「詞を具して」謝尹奮に「報告」したとあり、老人への訴えが文書によつて行なわれたことをうかがわせる。さらに老人が振安と希昇の売山契を「掏出」せしめ、云祥に「着令」して二重売買を解消せしめた、などの文言からは、老人の裁定が単なる民間調停の一環ではなく、地方官の裁判に準ずる性格を認められていたことがうかがわれよう。末尾の「理判老人」なる署名も、このことを裏付けている。

ただし各里の老人が現年里長・甲首とともに、申明亭において戸婚田土などの訴訟を処断するといふ、『教民榜文』の規定が厳格に行なわれていたわけではない。この文書からには里長・甲首の閥序は認められず、老人のほか、謝氏の同族など五名を見人（立会人）として紛争の決着をみている。また老人には「竹箇・荆杖」による处罚権が認められていたが、ここではとくに栄祥等に対する处罚は行なわれていない。さらに後日栄祥等に「異言争競」があれば、官司の裁判に服するとあるように、老人制は官司の裁判に対し完全に自律性をもつていたわけである。

はなく、戸婚田土などの訴訟を直接地方官に訴えることを禁じた『教民榜文』の規定も、厳密に守られていたかどうか疑問である。

二 明代前期、十四都謝氏をめぐる紛争処理の諸相

明代前期の祁門県十四都においても、土地争いなどの紛争が、すべて老人制のもとに処理されていたわけではなく、紛争処理のあり方はより多様であった。ここでは前掲の具結にも見人として名を連ねる、謝能静をめぐる各種の文書によりその諸相を検討しよう。謝能静（諱は淮安）は洪武から景泰・天順年間頃の人、もっぱら農業経営をもつて富をなし、活発な土地売買や開墾を通じて、山林を中心に多くの土地を集積した在地の経営地主であつた。⁽¹⁵⁾

まず前掲の具結でも紛争の対象となつた吳坑口には、謝能静も山地を所有しており、謝振安や県城に居住する周克敏の山地と界を接していた。このため正統元（一四三六）年に、謝振安・周克敏と、謝能静の間に境界争いが起つた。しかしここでは両者は「姦繁するを欲せず」、「衆議に憑り」合同を作成し、係争地を均分することで和解している。⁽¹⁶⁾ついで翌正統二（一四三七）年にも、同じ山地で再び振安と能静の間で境界争いが起つたが、この際も結局両者が「衆議に憑り」、合同を作成して和解したのである。⁽¹⁷⁾紛争の関係者や親戚隣人などによる「衆議」も、郷村における紛争の解決の主要な場のひとつであった。

さらに謝能静をめぐり、やはり老人謝尹奮による紛争処理が行なわれたことを示す文書として、宣德七（一四

三二二) 年の「李舒戸所有各号田地山場清單抄件」⁽¹⁸⁾がある。この文書は宣徳七年の黃冊大造に際して、十西都の李舒の戸を継いだ李景祥が、その所有する田地・山場の所在・面積、經營状況などを書き写したものである。李舒は十西都を中心に入〇畝ほどの田地・山林を經營する在地地主であり、謝能静とは李舒の妻謝氏を通じて姻戚関係にあつた。のち洪武末年から永樂年間にかけて、李舒とその子李務本が相次いで没し、李舒の甥の李景祥がその戸を継いだが、この間謝能静は李舒の近親であることにより、その田土や山林の一部を長期間にわたり占業した。

この「清單抄件」の山場に関する部分には、李舒の戸が所有する山場の数目・土名とともに、その耕作や管業の形態を次のように記載する〔 〕内は割註)。

今將伯李舒各處山場、是父召人剗作、栽種裁苗、逐号開寫于後「原未起科山場」。

⋮ (中略) ⋮

一千參佰「二十六号山」一片 土名梨木塢 「於宜德五年、雇倩汪辛定、馮有民等、剗作裁苗、此山謝尹奮相共」。

一千參佰肆拾四号山「一畝 土名鮑六家弯」 「原係謝尹奮召人剗作、後景祥承繼李舒為子、亦是本家管業」。

⋮ (中略) ⋮

玖佰肆拾捌号山「三畝壹角卅步 土名古溪」 「原与謝尹奮同共管業、長養杉苗」。

鮑六家弯「古溪二处山場山木、能靜陸統砍斫、貸壳入己」 「宜德六年、景祥狀告老人謝尹奮、未完」。

宜德參年、壳梨樹塢木価首飾銀玖両、封付能靜處、執匿不分。憑託謝志道・謝能遷湧取、未還。

明代前半期、里甲制下の紛争処理 中島

これによれば、李舒の戸は二か所の山場を謝尹奮とともに管業し、また元来謝尹奮が人を雇つて開墾せしめた（召人剝作）山場一か所をも經營していた。おそらく謝尹奮も李舒と同じよつな在地の經營地主だったのではないか。そして宣徳六（一四三二）年には、謝能靜が李景祥の山林を勝手に伐採して販売したのに対し、景祥はこれを老人たる謝尹奮に「状告」している。しかし一方宣徳三（一四二八）年に、謝能靜が李景祥の山木の売価を自家に押さえて渡さなかつた際には、景祥は老人ではなく、謝氏の族人の謝志道・謝能遷に調停を依頼している。このようすに同じく謝能靜を一方の当事者とし、二重売買・境界争い・山林の盜伐など、いずれも山林經營をめぐる各種の紛争においても、その処理の方法は決して一様ではなかつた。個々の紛争の性格や当事者相互の関係に応じて、老人の裁定のほか、「衆議」や同族による調停など、それぞれの事例に応じた解決手段が模索されているのである。

この「清单」に調停者としてあらわされる謝志道（字は從政）と謝能遷（諱は居安）は、いずれも謝能靜と世代を同じくする族人であり、前掲の具結でも見人として名を連ねている。うち謝能遷は謝尹奮の従兄の子にあたり、『孟宗譜』によれば、のちに知県に挙げられて老人となり、風俗を正し教化に務め、親に不孝を訴えられた子に對しては、笞刑を加えてこれを服させた。⁽²⁰⁾

さらに謝志道に関しても、正統八（一四五三）年の「祁門方寿原退還重復買山地契約」⁽²¹⁾に、興味深い事実が示されている。

十四都方寿原、有父方添進存日、於永樂二十二年間、作祖方味名目買到、本都謝孟希名下、七保土名方二公

鳩山一片、係經理唐字三百八十七号、計山壹拾畝。有本都謝能靜、先於永樂十八年間、用價買受謝孟希前項山地、已雇人剗作、裁養杉苗在山。是父添進、將山地撥去一弯、致被能靜狀告老人謝志道。蒙索出二家文契參看、係干重復。今寿原憑親眷李振祖等言說、自情願將前項山地、悔還先買人謝能靜、照依先買文契、永遠管業、本家再無言說。…（中略）…今恐無憑、立此退還文契為用。

正統八年十二月初八日 退契人 方寿原

見人 李振祖 押 方安得 押 依口代書人 邵志宗 押

十西都の方方添進は、永樂二二（一四二四）年に、同都の謝孟希から方二公塙の山地一一畝を収買した。ところが問題の山地は、すでに永樂一八（一四二〇）年に謝能静が謝孟希から収買し、開墾して杉苗を栽養していた。このため謝能静はこれを老人たる謝志道のもとに「状告」したのである。謝志道は二家の文契を提出させて、その二重売買であることを確認した。この結果方寿原は姻戚の李振祖等の調停を受け、先買者である謝能静の管業権を認めている。

このように十西都謝氏をめぐつて生起したさまざまなる紛争に際して、謝志道や謝能遷は、ある時は老人の裁定に対し見人として立ち合い、ある時は同族の有力者として調停にあたり、のちには老人として自らが裁定を下していくのである。明代の老人制は、ひろく同族や村落の有力者・名望家によって行なわれていた、自生的な紛争処理をその基盤としていたのであり、決して現実の郷村社会から遊離した、実効性に乏しい理念のみの產物ではなかつた。老人制は同族などを中心とした郷村の社会関係を基盤とし、同族や村落、あるいは「衆議」によるさ

まざまな民間調停とあい補いつつ、郷村における紛争処理の枠組みを形づくっていたのである。と同時に、国家による裁判権の賦与自体が、老人の裁定に単なる民間調停の一環たる以上の力を与えていたことも見逃してはならない。

なお『孟宗譜』によつて確認される謝尹奮の父祖や子孫については、徽州府下の地方志にもいくつかの記事が残されている。まず尹奮の祖父の謝俊民は、元末に郷里に隠居し、詩文集を残した「處士」であつた。⁽²²⁾また父の謝景旦（字は子周）も、明初に儒士として薦舉され、祁門県學訓導から江西贛州府知府に陞つた。⁽²³⁾尹奮自身も、『孟宗譜』によれば、貧者への賑恤などに務めた在地の名望家であつたという。⁽²⁴⁾さらに尹奮の子謝傑は、成化四年（一四六八）年に順天府で舉人となり、湖廣武陵県の知県を授けられ、その子謝贊もやはり弘治五年（一四九二）年に順天鄉試に合格し、江西進賢県知県となつてゐる。⁽²⁵⁾とくに謝傑の甥で尹奮の孫にあたる謝鑑は、成化十七年（一五〇四）年に進士に合格し、巡按御史や按察副使を経て、陝西按察使、廣東左布政使にいたつた。老人制が元代以来の在地地主ないし処士などの、同族や村落における有力者や名望家を担い手とし、また明代前・中期には、官僚層の母胎となる場合もあつたことがうかがわれよう。

三 明代中期、里長・老人による紛争処理

明代中期、特に成化—正徳年間（一四五五—一五二二）年には、十西都謝氏閥連文書の外にも、里老、すなわち里長・老人による紛争処理を示す文書が多く現われる。⁽²⁶⁾ここではまず、歙県譚渡黃氏の族譜『譚渡孝里黃氏族

譜』（雍正九年序刊本）卷五・祖墓所収の、弘治十四（一五〇二）年の「七里湾大塚火佃吳福祖等服辨文書」をとりあげよう。

二十三都九畠住人吳福祖・同姪隆興・並程志員等、是曾祖授到 東人 黃宅屋宇住歇、代守墳塋。其墳前後地段、俱係福祖・隆興・程志員等耕種、租米饒讓「穰」甚多、以為標掛裝香等用。今年隆興等、自不合標掛之日逃躲、不先伺候房東。要行告理、隆興等託浼里長洪永貴・老人黃堂、願還文書。本家並程志員共十五人、自弘治十二年始、祠内担挑標掛物件、至墳所、週而復始、子子孫孫母許推調。如有失悞、甘罰白米五石入祠、買猪羊、祭祖墳、願自受責八十。仍依此文書為準。今恐無憑、立此文書為照。

弘治十四年四月十一日立文書吳福祖 押 男 押

姪隆興 押 隆付 押 黑兒 押 隆貴 押
隆祖 押 社閥 押 付閥 押 社孫 押

歟県二十三都の吳福祖・隆興・程志員等は、曾祖父の代より譚渡黄氏のもとに投じてその佃僕となり、住居を提供されて黄氏の墳墓を看取するとともに、墳墓周辺の田地を耕作し、その租米が標掛などの祭祀費用に充てられていた。ところが弘治十四年の標掛に際し、隆興等は黄氏のもとに出向いて所用の物件を供出せず、黄氏はこれを地方官に告訴せんとした。ために隆興等は里長洪永貴・老人黄堂等に調停を依頼し、本文書を作成して、以後毎年標掛の物件を忠実に供出し、もし不履行があれば、違約罰として白米や猪羊などを供出のうえ、責板八十を受けることを誓約したのである。

「ここでは佃僕と主家との紛争に対し、里長と老人による紛争処理が行なわれているが、前章で検討した明代前期、祁門県十西都における老人制下の紛争処理と異なり、まず主家は「要行告理」、すなわち地方官への提訴を試み、これを受けて佃僕が里長・老人に「託浼」、すなわち調停を依頼して紛争の決着にいたっている。また将来違約があれば佃僕は主家による責板を受けることを誓約しており、里長・老人は、調停者として主家による佃僕への制裁を保障したものとの性格が強い。

このように明代中期以降、里長・老人による紛争処理が、明代前期に比べ調停的性格を強めたものとなつていつたことは、祁門十西都の謝氏についても認められる。すなわち嘉靖元（一五二二）年の、「祁門謝思志等誤認墳塋戒約³⁰」には、次のようにある。

十西都謝思志・同姪謝汪隆、有故祖謝欠安・同叔祖謝祈安、於上年間、將本都七保土名馬欄塙口山地二畝、尽数立契、売与同都謝能静名下、本家即無存留。今年三月間、身自不合到山、將隨山古曠掛紙、致令謝紛等状投里老。審實理虧、情愿立還文書。其山内本家即無新旧墳塋、今後再不敢入山、冒認掛紙、暗地侵害。如違、听自理治無詞。今恐無憑、立此文書為用。

嘉靖元年四月十三日立還文書人謝思志 押 同姪謝汪隆 押

勸諭老人李克紹 押 見人謝紘 押 墳隣汪天貴 押

十西都の謝欠安・謝祈安は、かつて同都馬欄塙口の山地二畝を、前節でたびたび登場した謝能静のもとに売却した。ところが嘉靖元年三月に至り、謝欠安の孫の謝思志・謝汪隆が、その山地の古墓において掛紙「『標掛』」を

行なつたため、謝能静の子孫たる謝紛等がこれを里長・老人に「状投」した。この結果謝思志等は過犯を認め、今後当該山地に侵入し掛紙を行なわないことを誓約したのである。

ここでは従来老人制がほぼ形骸化したとされる、十六世紀前半の嘉靖初年に至つても、なお老人等による紛争処理が行なわれていたことが注目される。ただし前章で紹介した宣德二年の具結では、末尾の老人の署名が「理判老人」とあつたのに対し、ここではより調停的な性格を示唆する「勸諭老人」という署名がなされており、祁門県十西都においても、明代中期までには里長・老人等による紛争処理が、「鄉村裁判」的な性格を失いつつあつたことがうかがわれよう。この他明代中期の文書には里長・老人等の署名を付すものが何件かみられるが、いずれも「勸諭里老」・「諭解里老」・「勘諭里老」などの署名がなされている。⁽³¹⁾ それぞれ紛争の性格も異なるので一概には論じられないが、全体として当時里甲制下の紛争処理が、地方官の裁判に対しより調停的なものとみなされていたことが認められよう。

また前述のとおり、明代には戸婚・田土などの訴訟を直接地方官に提訴することは、『教民榜文』の規定により禁じられていた訳であるが、実際に地方官への提訴に先立ち里長・老人による紛争処理が試みられたことを示す文書として、成化五（一四六九）年の「祁門謝玉清控告程付云砍木狀紙」⁽³²⁾がある。

告状人謝玉清、年四十九歳、係十西都民。状告、本家有故祖於上年間買受到、本都謝思敬分籍山地、係經理伐字九百九十四号・九百九十五号、坐落本都拾保、土名庄背塙・上塙塙。其山向与謝思義・謝乞・謝辛善等共業。至今年正月間、有本都程付云等、同買一都汪仕口上坐塙木植、朦朧槩將本家隣界庄背塙杉木、尽数

強砍。是玉清同思義前去理阻、當用謝字斧号印記、狀授里老。有程付云等、倚侍「恃」豪強、欺□住遠、不与理明、力要趁水、擰放前去、不容為禁。近來若不狀告、乞為椿管前去、聚程付云槩混分籍木植、虛負契買、長養難計。為此具狀來告

祁門縣大人、詳狀施行。

成化五年三月 日告 状 人 謝玉清

十西都の謝玉清は、祖産である同都庄背塙・上庄塙の山地を、謝思義等三名と共業していた。ところが成化五年正月にいたり、十西都の程付云等が、一都の汪仕□から上庄塙の林木を購入した際、隣接する謝玉清の庄背塙の杉木をもことごとく盜伐してしまった。ために玉清等は、付云が伐採した杉木に謝家の斧号を印記するとともに、付云の盜伐を里長・老人に「状投」した。しかし付云は勢を恃んで里長・老人の許に出頭せず、強引に杉木を水路運び去ろうとしたため、玉清はこれを祁門知県に提訴し、付云の伐採した杉木の保全を求めたのである。なおこの訴状の後部に書き写された祁門知県の批文によれば、謝玉清等の申し立ては認められ、十西都の里長・老人に帖文を下し、隣人や火甲などを集めて伐採された杉木の本数と斧号とを確認し、これを保全することが命じられている。

しかし明代中期の文書をみる限りでは、このように地方官への提訴に先立つて、里長・老人による紛争処理が試みられたことを明示する例は乏しい。むしろ訴えを受けた地方官が、批を下して老人や里長に実地検証を命じ、これに伴つてさまざまな和解調停が試みられ、文約や合同が作成される事例が多いのである。ここでは婺源

県王氏の『雙杉王氏支譜』（咸豐一〇年刊本）から、卷一六、始祖山塋合同所収の、成化六（一四七〇）年の「与墓隣張思達共立合同」を紹介しよう。

立掌管合同一都住人張思達、承祖有荒熟山一局、与在城王觀音等祖墳山連界、於内並種松杉雜木。歷被地方及城各姓人等、早晚竊伐、兩家互相疑忌、興訟在官。奉批、張居山畔、皂白難分。王姓人繁、虛實莫辨。若不議立合同、掌立嚴禁、則砍斫曷禦、訟無終止。遵依德化、各体墳山為重。憑委老人李志貞、會集兩家、到山看「勘」明、將各在山木植、点數明白、扶同掌管。今後仍有再入侵害、無論内外人等、許兩家互相補獲、送官理治。在張不得恃近而暗砍以肆害。相安于無事之域、世庇祖墳、勸全和氣、庶免紊繁。特立合同一樣二張、各執一張、告息請印、久遠通公「行」為照。其界落自有日前古界、不在開述、再批。

成化六年三月初七日 立墳山庇木合同人張思達

同立合同人 王觀音 沐澤 仲珪 仲俊 王剛 王貞 尚璣 景法 德伝 德讓 德景 沐昭 沐宜 孟嶽 孟広 俊輝 冀英 士璣 善同
老人 李志貞

一都の住人張思達の所有する山地は、在城の王觀音等の墳山と界を接していた。ところが張氏・王氏の双方が、相次いでこれらの山林の杉・松などを盜伐したところから、両家がこもごもこれを官に訴えるにいたつたのである。この訴えに対し地方官は批を下し、両家が合同を作成して、双方の山林の盜伐を厳禁し、訴訟を終結させるように命じた。これを承けて老人李志貞が両家を会集して実地検証を行ない、問題の山林の状況を確認した上

で、双方の署名を得て本合同が作成され、和解が成立したのである。明代中期の文書には、このように訴訟が官に提訴されたのち、地方官の批を承けて里長・老人等による実地検証が行なわれ、この結果郷村レヴェルで紛争の決着をみるケースが少なくない。その全体的傾向については次節で検討しよう。

四 明代前・中期、徽州郷村社会における紛争処理の諸相

以上三節にわたり、『契約文書』や徽州府下の族譜から代表的な文書を選び、明代前・中期の徽州郷村社会における紛争処理のあり方について考察した。さらに本節では、他県に比べ『契約文書』などに多くの紛争処理関係文書が残されている祁門県を中心として、本稿で考察の対象とした宣德二年—嘉靖元年（一四二七—一五二二）の約百年間の、徽州郷村社会における紛争処理の一般的傾向について検討を試みたい。

ここで考察の対象とするのは、土地争いなどの具体的な紛争の決着に際して、郷村において作成された文約・合同⁽³³⁾などの民間文書である。こうした民間文書の他にも、『契約文書』には、訴状・帖文などの官司の訴訟文書をも収録するが、紛争の一部始終が十分に明らかではない場合が多いので、ここでは除外した。また徽州府下の族譜には、墳墓などをめぐる紛争の処理にあたって作成された文書を収める場合があるが、筆者が国内に現存する族譜を検した限りでは、本文中で紹介した二例以外にはこの時期の文書はみいだせなかつた⁽³⁴⁾。

ここで紹介する文書は、すでに本文中で引用した文書も含め、『契約文書』所収の中国社会科学院歴史研究所の蔵契から十五件、『資料叢編』などに所収された安徽省博物館の蔵契から三件、上述の族譜所載の文書二件の、

計二十件である。うち族譜所載の二件を除く十八件のうち、十五件は祁門県下の文書であり、残り三件もその可能性が強いと思われるが、確定できなかつた。これらの文書は数量的にも限りがあり、また祁門県の文書が大部分であり、特に十西都謝氏関連文書が九割を占めるなど、史料の来源にも偏りが大きく、現段階では定量的な分析は困難である。しかしこれらの文書に示された、郷村レヴェルの具体的な紛争処理の過程からは、編纂資料によつてはうかがい知れない、里甲制下の郷村社会における紛争処理の実態に関する生々しい実像を得ることがで
きるのである。

上述の計二十例の文書について、その内容を整理し、時系列に沿つて配列したものが次表である。まずIの項には当該文書が立契された年次と県籍を、IIには紛争の当事者の氏名と紛争の具体的な内容を記した。IIIには紛争が最終的になんらかの決着をみて、当該文書が立契されるまでの過程を記し、文書末に立契者や代書人以外に、里長・老人や中人・見人などの署名が付されている場合は、IVにその氏名を示した。

I 年次・県籍	II 紛争の当事者と内容	III 紛争処理の過程	IV 里老・中見人など
①宣徳二年 (一四二七) 祁門県	十西都の謝応祥・榮祥等が、山地を同都の謝則成と謝希昇に二重売買。	則成の子振安が同都の老人謝尹奮に「具詞投告」し、老人の裁定により二重売買が解消される。	「見人」謝從政等五名、「理判老人」謝尹奮
②正統元年 (一四三六) 祁門県	在城の周克敏・十西都の謝振安と、十西都の謝能静との山地の境界争い。	双方が、「素繁を欲せず」、「衆議」に憑つて、係争地を均分して和解。	なし

(③)正統一 （四三七）	祁門県	十西都の謝振安と謝能静が、ふたたび山地の境界を争う。	双方が、「衆議」に憑り、新たに係争地に界至を設定して和解。	「勧議人」謝從政・	
④正統五 （四四〇）	祁門県	某都の呂員受が、某都の汪富潤等の山地の林木を盜伐。	汪富潤等が呂員受を里長・老人に「状告」。員受は范明宗の調停を承け、自己の投。里長・老人謝志道に「状告」。添進の子	「見人」某（署名部 分原欠、范明宗か）	
⑤正統八 （四四三）	祁門県	十西都の謝孟輝が、山地を同都の方添進・謝能静に二重に売買。	謝能静が老人謝志道に「状告」。添進の子寿原は姻戚李振祖等の調停を承け、能静の管業を認め和解。	「見人」李振祖・方 安得	
⑥景泰二 （四五二）	祁門県	十三都の葉顯宗と、葉顯增・顯富との山地の境界争い。	汪以権を仲介として調停が成立し、係争地を均分して和解。	「中見人」汪以権	
⑦成化六 （四七〇）	婺源県	一都の張思達と連界する在城の王觀音等の山林を、両家がそれぞれ盜伐。	両家が官に告訴。老人李志貞等が両家を会集して実地検証を行ない、両家の盜伐の厳禁を誓約して和解。	「中見人」汪以権	
⑧成化二 （四七五）	祁門県	十西都の謝彥昌等の田地の一部を、一都の李祥が無断で開墾。	謝彥昌等が官に告訴。一都及び十西都の里長・老人謝以清等の実地検証を承け、衆に憑り」係争地を分割。	「老人」李志貞 なし	
⑨成化一 （四七九）	祁門県	十西都の謝彥昌と、同都の謝永和との土地の境界争い。	両家が祁門知県に告訴。同都の里長・老人弘・謝彥栄の実地検証を承け、親族李弘等の調停	「勧議親族中人」李	

					祁門県
(10)成化一六 (一四八〇)	祁門県	十西都の謝元堅の山林を租佃した 三四都の謝彥良等が、その裁養に務めず。	十八都の江均相が、その伯が同都の葉文楨に出賣した山地の杉木を伐採。	葉文楨の子茂英が官に告訴せんとするも、許志清等が文契を看査し、「衆に憑り」境界を確定して和解。	謝元堅が祁門知県に告訴。里長・老人の実地検証と調停を承け、謝彥良等は山林の荒廃分を賠償。
(11)成化一八 (一四八二)	祁門県	(12)成化一八 (一四八二)	五都の汪景富が、族人に誇らずして自己の山場を異姓たる汪芹に出售。	族人たる洪達等が地方官に告訴し、里長周正・中人謝友正等の調停を経て、汪芹は山場を洪氏に退還。	「中見人」李仲仁・謝道貞「勘論里老」王芳・余九経
(13)成化一〇 (一四八四)	祁門県	十一都の汪曜等が、一都の謝忠等と山地の境界を争い、その山林を盗伐。	謝忠等が祁門知県に告訴。里長・老人の吳景槃等の実地検証と調停を承け、係争地に界至を確定し和解。	不明	「中見人」許志清等五名
(14)成化二三 (一四八七)	祁門県	十六都の汪春清等が、その子栄乙に一五都の鄭仕索の墳林を盗伐せしむ。	鄭仕索が官に告訴せんとするも、汪春清等は鄭永隆等の調停を承け、賠償の上以後墳林を侵害せぬ旨誓約。	「中人」吳永護等五名、「勘論里老」吳景槃等五名	「中見人」李仲仁・謝道貞「勘論里老」王芳・余九経
(15)弘治元 (一四八八)	祁門県	三四都の黃富・金縁保・胡勝宗の三家の、連界する山地の境界争い。	三家が祁門知県に告訴。里長・老人の汪景余等の実地検証を承け、三家は改めて界至を確定し和解。	「中人」鄭永隆	なし
(16)弘治一四	譚渡黃氏の佃僕たる二十三都の吳	黃氏はこれを告訴せんとするも、隆興等	「論解里老」饒秉立等四名、「中人」余吳・汪以本		

明代前半期、里甲制下の紛争処理

中島

(二五〇一) 歙県	福祖・隆興等が、標掛の物件を供出せず。	は里長洪永貴・老人黃堂に調停を依頼し、物件の供出を誓約。	
(二五〇九) 祁門県	十五都の鄭獅と族弟の鄭瓊との山地の境界争い。	両者が地方官に告訴。排年里長・老人の康統詔等の実地検証と調停を承け、両家が境界を確定し和解。	「排年」康統詔以下十八名
(二五一二) 祁門県 県籍不詳	(二五二三) 十一都の李文志・方文煥等が、某氏の山地の林木を盜伐し焼炭。	某氏はこれを告訴せんとするも、李文志等は「衆議」により盜伐した林木を補種し、以後盜伐せぬ旨誓約。	なし
(二五二四) 祁門県	十西都の謝思忠等の基地と、連界する謝景夏の墳山との境界争い。	謝景夏の子孫たる謝光が祁門知県に告訴。老人王道等の実地検証を経て、親族王佑云等の調停を承け和解。	
(二五二二) 祁門県	十西都の謝思忠等が、故祖が謝能静に出賣した山地の墳墓で掛紙を行なう。	謝能静の子孫たる謝紛が里長・老人に「状投」。謝思忠等は非を認め、以後掛紙を行なぬ旨誓約。	「親眷」王祐云等三名
		「勘論里老」李克紹 「見人」謝紛、「墳隣」汪天貴	

【出典】①前掲「宣德二年祁門謝応祥等重復壳山具結」②註(16)所掲、劉森「略論明代徽州的土地占有形態」所引の安徽博物館蔵契。③註(17)所掲、「正統一年祁門謝振安・謝能靜立界合同」。④「正統五年祁門呂員受甘罰文約」(HZS三〇六〇〇一三)同書一二九頁。⑤前掲「正統八年祁門方寿原退還重復買山地契約」。⑥「景泰三年葉顯宗等均分山地合同」(HZS三〇七〇〇一〇)同書一五三頁。⑦前掲「雙杉王氏支譜」所収「成化六年与墓隣張思達共立合同」。⑧「成化十一年祁門謝彥昌分界合同」(HZS三〇九〇〇二九)「契約文書」卷一、一九四頁。⑨「成化十五年

祁門謝云同兄弟分地合同」（HZS三〇九〇〇四九）同書二〇八頁。^⑩「成化十六年祁門縣謝元堅斷山文約」『資料叢編』第一輯、四五二—三頁所収の安徽省博物館蔵契（契号二一・一六八一〇）。^⑪「成化十八年（祁門）江均相等分山合同」（HZS三〇九〇〇六六）『契約文書』卷一、一二四頁。^⑫葉顯恩『明清徽州農村社會与佃僕制』（安徽人民出版社、一九八三年）五八—六四頁に紹介する、祁門五都「洪氏賛契簿」（安徽省博物館蔵）所収の文契。^⑬「成化二十年謝忠等分山立界合同」（HZS三〇九〇〇八二）『契約文書』卷一、一二四頁。^⑭「成化二十三年（祁門）汪春清等為盜木事立甘罰文約」（HZS三〇九〇〇九七）同書三四四頁。^⑮「弘治元年祁門黃富等三人重立山界合同」（HZS三一〇〇〇〇二）同書二四〇頁。^⑯前掲『譚渡孝里黃氏族譜』所収「七里灣大塚火佃吳福祖等服辨文書」。^⑰「正德四年祁門鄭獅等分山地合同」（HZS三一〇〇一二一）『契約文書』卷一、三三二頁。^⑱「正德八年李文志等因盜伐事立甘罰約」（HZS三一〇〇六〇）同書三四三頁。^⑲「正德九年祁門謝以功等立界合同」（HZS三一〇〇六六）同書三四八頁。^⑳前掲「嘉靖元年祁門謝思志等誤認墳塋戒約」。

まず紛争の内容について検討しよう。上記の二十例はいずれも土地争いを中心としたいわゆる「戸婚田土の案」であるが、うち山地の境界争い（②・③・⑥・⑬・⑮・⑯）・山林の盗伐（④・⑦・⑪・⑭・⑯）・山地の二重売買や異姓への出賣（①・⑤・⑫）・山林の租佃問題（⑩）など、山地の管業権や山林經營に関する紛争が計十五例にも上っている。徽州のような山間地域において山林經營が重要であったことは言うまでもないが、新安江沿いに比較的平坦な平地の広がる歙県・休寧県などに比べ、鄱陽水系の閩江の最上流域に位置する祁門県では、とくに平坦な可耕地に乏しく、すでに唐宋時代より木材・漆・茶などの山林産品を江西方面に移出して食米にかえており、農業經營に占める山林の比重はきわめて大きかつた。^㉓

ついで墳山の境界争いや墳林の盜伐(⑦・⑯・⑲)や標掛(掛紙)をめぐるトラブル(⑯・⑳)など、墳墓や祖先祭祀に関する紛争も計五例に上る。明代中期、徽州府下において生起する訴訟の大部分は、土地・墳墓および繼嗣に関するもので占められていたとされるが、これらはいずれも同族組織の維持に密接に係わるものであり、徽州府下の族譜にも墳墓や祀堂をめぐる紛争の記録が少くない。全体的には本表で示された以上に、かかる紛争の比重は高かつたのではないかと思われる。また同族先買権に関する⑫、佃僕の祭祀負担に関する⑯なども、徽州府の地域的特色を示すものである。

次に紛争の生起した地域についてみると、十西都謝氏閥連文書の九例(①・③・⑤・⑧・⑩・⑯・⑲・⑳)と、それ以外の十一例との間に、明らかな相違が認められる。前者においては、十西都以外の住人が閥与した紛争は三例(②・⑧・⑩)に過ぎず、他の六例はいずれも十西都の住人どうしの紛争であり、しかも九例のうち⑤を除く八例では、いずれも両当事者に謝氏が含まれている。他方十西都以外の十一例では、同一都内の住人の間に生起した紛争は二例(⑪・⑮)に過ぎず、別都の住人による紛争が二例(⑦・⑬・⑯)に上り、他の六例は不明である。さらに十一例のうち当事者が姓を同じくする事例は二例(⑥・⑰)に過ぎず、不明一例(⑱)を除き、他の八例はすべて異姓間の紛争である。明代前半期の徽州では宋代以来の同族先買権がなお広く認められ、また均分相続の結果、しばしば同族の各派、各戸が同じ地域に土地を所有していたから、十西都謝氏の場合のように、土地の管業や売買をめぐる紛争が同族の間に起ることも多かった。しかし一般的には、郷村において里長・老人や各種の民間調停によって処理された紛争にも、里ないし都以上を範囲とし、異なる宗族の間に生起した事例が少なくな

かつたと考えられよう。

さらに紛争処理の形態について検討しよう。まず明代前期（正統年間以前）の事例は計五例に過ぎず、うち四例が十西都謝氏関連文書であるため、一般的な概括は難しい。この時期の十西都において、①・⑤にみられるように、老人制下に「郷村裁判」としての実質をともなう紛争処理が行なわれていたことは前述のとおりである。しかし同時期の十西都においても、やはり謝能静を一方の当事者とする一例の紛争（②・③）では、いずれも「衆議」を通じて和解が成立しており、老人制下の紛争処理と各種の民間調停とが、相互にあい補い、併存する形で行なわれていたことが明らかである。また十西都以外の事例である④においても、まず里長・老人に「状授」された紛争が、范明宗なる人物の調停を通じて決着を見ており、やはり里長・老人と民間調停との補完的な関係がうかがわれる。

ついで明代中期（景泰—正徳年間）の十五例についてみると、まず地方官への提訴をまたずして、郷村レヴェルで決着をみた紛争は計六例である。うち里長・老人の調停によるものは二例（⑯・⑰）に過ぎず、他の四例（⑥・⑪・⑭・⑯）は、中見人などの仲介者や、「衆議」による調停を通じて決着をみていく。他方いつたん地方官に提訴されたのち、結果的に郷村において和解調停が成立した事例は計九例に上る。うち⑯を除く八例においては、いざれも訴えを受けた地方官が里長・老人などに実地検証を命じ、それに伴つて各種の調停が試みられ、和解が成立するにいたつている。ただしこのような事例でも、提訴に先立ち郷村レヴェルで何らかの紛争処理が試みられていた可能性はある。実地検証にあたつたのは里長と老人（里老）が四例（⑧・⑨・⑩・⑯）、老人のみが

二例（⑦・⑯）、里長・老人のほか中人や排年里長が加わるもののが一例（⑬・⑰）である。こうした実地検証に伴い、検証にあたつた里長・老人を中心とし、中人や見人の仲介や立会も得て調停が行なわれ、和解が成立する場合が多いが（⑦・⑩・⑬・⑯・⑰）、里長・老人とは別に姻戚や族人が調停にあたる場合もある（⑨・⑯）。

なお地方政府に訴えることなく決着をみた六例の文書においても、「要行告理」・「要行状告」などの文言により、まず官への提訴が試みられたのち、和解調停が行なわれたことを示す場合が多い。また多くの文書では、違約時にはこれを官に訴えるとともに、罰金若干（数両より五十両にいたる）を徴収し、「入官公用」することを定めている。ここで扱つた事例は最終的に郷村レヴエルで決着した紛争に限られ、地方政府の判決によつて終結した訴訟は含まれないのであるから、明代中期までには、戸婚田土などの紛争処理に關しても、地方政府がこれに關与する機会がかなり増しつつあつたことは疑いない。しかし反面、里長・老人による紛争処理の役割も過小評価すべきではない。明代中期の十五例中十一例においては、実地検証や和解調停などを通じて、里長・老人が何らかの形で紛争処理に關与しているのであり、また別稿において詳述したように、地方政府に提訴された訴訟が、各里の老人の実地検証を経て、各都に設けられた「値亭老人」などに下げ渡され、その審理を経て決着をみる場合もあつたのである。³⁸⁾

明代中期においても、戸婚・田土などの訴訟を受理した地方政府は、一般にまず批をもつて里長・老人に実地検証を命ずることによつて、紛争の解決に向けて動きだしたのであり、地方政府が里長・老人などを介さず、衙役などを通じて直接戸婚田土などの紛争処理に關与する機会は、明末以降に比べかなり少なかつたと考えられよう。

筆者はさきに『皇明条法事類纂』所収の成化年間の一連の題奏を根拠として、明代中期の郷村社会においては、『教民榜文』に規定された整然たる形式ではなくとも、里長・老人による紛争処理は、同族や村落、また地域名望家などによる「排難解紛」と併存し、地方官の裁判をも含めた郷村社会における紛争処理の枠組みの一つとして、一定の機能を果たしていたのではないかと結論した。⁽³⁹⁾このような見解は、本稿で行なった徽州文書の検討を通じても、おおむね裏付けられたといえよう。

おわりに

従来、伝統中国の郷村社会においては、戸婚田土などの紛争はもっぱら同族や村落などの民間調停によつて処理され、地方官に提訴されることは稀であつたとする見解が広く行なわれていた。しかし近年の清代法制史研究においては、具体的な訴訟の事例研究を通じて、このような見解は否定されつつある。中村茂夫氏はいわゆる「民間処理説」に批判を加え、清代を通じて州県などに提訴される訴訟が決して少なくなかつたことを指摘し、さらに岸本美緒・滋賀秀三両氏は、「國家の裁判」と「民間の調停」とは、個々の事例に応じて選択されうる二つの可能性であり、しばしば「同時進行的」・「相互補完的」に行なわれたことを指摘している。⁽⁴⁰⁾こうした状況は、少なくとも明代中期以降においては、本稿で検討した徽州郷村社会についても、おおむね認められるといえよう。

しかし上述の諸研究に示された清代の状況と比べ、明代前・中期を通じて、「國家の裁判」と「民間の調停」と

の間に介在する、老人や里長のもつ意味は軽視すべきではない。老人を中心としてかなり実質的な「郷村裁判」が行なわれた明代前期はもとより、明代中期においても、地方官はまず里甲組織を通じて、郷村社会における紛争処理に関与する場合が多かつた。老人や里長は、同族や地域名望家、または「衆議」などによる民間調停といい補い、また地方官に提訴された訴訟の実地検証やそれに伴う和解調停をも通じて、郷村社会における紛争処理の枠組みの、いわば結節点としての役割を果たしていたのである。

最近寺田浩明氏が描きだした、各種の「約する力」の流動的な対抗と統合を通じて、郷村社会の秩序、「約された状態」が形づくられるという明末以降の状況に比べ⁽⁴²⁾、明代中期以前には老人や里長による「約する力」の持つ意味はより大きかつたといえよう。里甲組織は単なる賦役徴収機構であるにとどまらず、郷村における多様な利害関係を調整し、国家の裁判とあい補いつつ、里内の紛争を何らかの形で処理する役割を果たしていたのである。⁽⁴³⁾しかし明末以降、徽州郷村社会においても、このような相対的に流動性に乏しい郷村の社会秩序が変動し、また里甲組織 자체が動搖するにともない、紛争処理のあり方も変化せざるを得なかつた。この時期の紛争処理形態の諸相と、その変容の過程についての検討は、今後の課題とすることにしたい。

(註)

- (1) 『教民榜文』に規定された老人制と郷村裁判制度について、和田清編・松本善海執筆「中国地方自治発達史・明朝」(初出一九三九年、同『中国村落制度の史的研究』岩波書店、一九七七年所収)、小畠龍雄「明代郷村の教化と裁判—申明亭を中心にして—」(『東洋史研究』一卷五・六号、一九五二年)、栗林宣夫「里甲制の研究」(文理書院、一九七一年)。細野浩二「里老人と衆老人—『教民榜文』の理解に関連して—」(『史学雑誌』七八編七号、一九六九年)、三木聰「明代里老人制の再検討」(『海南史学』三〇、一九九二年)および拙稿「明代中期の老人制と郷村裁判」(『史滴』一五号、一九九四年)二六一七頁、註(2)所掲の諸論考を参照。
- (2) 松本前掲「中国地方自治発達史・明朝」、三木前掲「明代里老人制の再検討」など。ただし里甲制研究の立場からは、老人は里甲組織の地縁性や地主制の発達を基盤として、郷村の社会秩序や農業生産基盤の維持に一定の役割を果たしていたとする見解もある。鶴見尚弘「明代前掲拙稿『明代中期の老人制と郷村裁判』」(3)

明代前半期、里甲制下の紛争処理 中島

(4)

- 周紹泉・王鈺欣主編『徽州千年契約文書』第一編(宋・元・明編)(花山出版社、一九九一年)。第二編(清・民国編)も同年に出版済みである。このほか安徽省博物館と社会科学院歴史研究所所蔵の徽州文書が、それぞれ安徽省博物館編『明清徽州社会経済資料叢編』第一輯(中国社会科学出版社、一九八八年)、中国社会科学院徽州文契整理組編『明清徽州社会経済資料叢編』第二輯(中国社会科学出版社、一九九〇年)、「資料叢編」第一・二輯(略称する)として横組簡体字の標点本として出版されている。うち後者には若干『契約文書』と重複する文書を含むが、一・二輯とも一般の土地売買・租佃文書が大部分であり、紛争処理に関する文書は乏しい。以後『契約文書』所収の文書を引用する際には、同書の巻・頁数と、歴史研究所蔵契の整理番号を付す。
- なお『契約文書』に影印された文書には、正字のほか略体字・異体字・誤字などが混用されているが、本稿では原則としてすべて當用漢字によって録字し、頻用される異体字(俗「紙」・听「聽」など)のみ原字をもつて示した。また文書によつてはかなり読みにくい草書によつて記され、あるいは影印状態が不鮮明で判読しがたい箇所もあり、とくに固有名詞などは確実に同定できない場合があつた。以下欠字および判読付能の字は□をもつ

て示し、疑問の残る字は右辺に疑問符を付した。また句読点・傍線はいずれも筆者による。

(5) 徽州文書の収集・整理と徽州学研究の現状について Joseph P. McDermott, "The Huichou Sources: A key to the Social and Economic History of Late Imperial China" (『アジア文化研究』一五、一九八五年)、

陳柯雲「徽州文書契約研究概観」(『中国史研究動態』一九八七年五期)、劉重日「徽州文書の収集・整理と研究の現状について」(『東洋学報』七〇巻三・四号、一九八九年)、周紹泉「徽州文書の収集・由来・整理」(『明代史研究』一〇号、一九九一年)、白井佐和子「徽州文書と徽学研究」(『史潮』新三二号、一九九三年)、鶴見尚弘「中国社会科学院歴史研究所収蔵整理「徽州千年契約文書」」(『東洋学報』第七六巻、第一・二号、一九九四年)などを参考。また徽州文書にあらわれる文書の類型については、周紹泉(岸本美緒訳註)「徽州文書の分類」(『史潮』新三二号、一九九三年)が有用であり、明清契約文書研究全般については、岸本美緒『明清契約文書』(滋賀秀三編『中国法制史—基本史料の研究—』東京大学出版会、一九九三年)が詳細である。さらに明清徽州郷村社会に関する総括的な専著として、葉顯恩『明清徽州農村社会与佃僕制』(安徽人民出版社、一九八三

年)があり、宋代より明清期にわたる徽州府下の同族組織の発展に関しては、Harriet Zurndorfer, *Change and Continuity in Chinese Local History: The Development of Huichou Prefecture, 800 to 1800* (Leiden: E. J. Brill, 1989) が代表的研究である。

(6) 拙稿「明代中期、徽州府下における『值亭老人』について」(『史觀』一三一冊、一九九四年)。

(7) 本稿においては洪武—正統年間(一三六八—一四五九)を明代前期、景泰—正徳年間(一四五〇—一五二二)を明代中期、また明代前・中期を総称して明代前半期と称する。なお一般には正統年間以降を明代中期とすることが多いが、本稿で扱った文書をみるかぎりでは、紛争処理の性格の変化は、むしろ正統年間以前と成化年間以降の間に認められる。ゆえにここでは便宜的にこのような時期区分を用いた。

(8) 『資料叢編』一・二輯および『契約文書』に所収された明代前半期の文書は、大部分が休寧・祁門両県のものであるが、休寧県の文書には紛争処理に関するものはみられない。これは文書の収集系統に由来するものと思われるが、理由は明確ではない。また現在影印・出版された文書は、総数数万点にのぼる徽州文書のなお一部分であり、今後未刊の文書により、本稿の考察をより補強

しうる可能性がある。

- (9) 本書は北京図書館・中国社会科学院歴史研究所などに所蔵されるが、日本には現存せず、筆者は参照できなかつた。以下王源謝氏の沿革や系譜関係は、とくに註しないかぎり、一九九四年十月・十一月、東洋文化研究所契約文書研究会における欒成顕氏の口頭発表、「徽州祁門謝氏家族及其遺存文書」に拠り、地方志の記事によりこれを補つた。また欒氏には多くの文書史料により謝能靜の土地集積過程を分析した、「明初地主積累兼并土地途徑初探—以謝能靜戸為例」(『中国史研究』一九九〇年三期)もある。
- (10) 弘治『徽州府志』卷一、廬陽郷都、祁門県、国朝。十西都は元代の十都を東西に分割して設けられたものである。
- (11) 欒成顕前掲「明初地主積累兼并土地途徑初探」一一〇一頁に所引する、『孟宗譜』卷九、記文の記事。
- (12) 『契約文書』卷一、一一一頁(HZS三〇五〇五〇九)。本文書は張雪慧「明代徽州地区的土地売買及相關問題」(中華人民共和国社会科学院歴史研究所編『中國古代社会経済史諸問題』福建人民出版社、一九八九年)一八一一页にも引用されている。「契約文書」では影印状態により判読しがたい文字があり、張氏の錄文

により補つた。ただし張氏の錄文には疑問点もあり、一部筆者が訂正した個所もある。

(13) 謝云祥は謝榮祥・応祥等の兄弟ないし族兄弟と考えられるが、末尾の署名にも云祥の名ではなく、その関係は十分に明らかではない。欒成顕氏の教示によれば、おそらく榮祥・応祥等の兄弟は實際には家を分かちながらも、戸籍上は一つの戸をなしており、云祥はその戸主にあたる人物ではないかという。

(14) 土地売買に際し、その土地が父祖より繼承した祖産ではなく、第三者より収買したものであつた場合、売り手は管業権の移転を示す過去の土地売契を、「上手文契」として買い手に交付する必要があつた(張雪慧前掲「明代徽州地区的土地売買及相關問題」一七八頁など)。

(15) 欒成顕前掲「明初地主積累兼并土地途徑初探」。

(16) 劉森「略論明代徽州の土地占有形態」(『中国社会経済史研究』一九八九年二期)四一頁に引用する、安徽省博物館蔵契(契号二一六七七〇)。

(17) 「正統二年祁門謝振安・謝能靜立界合同」(HZS三〇六〇〇〇五)。『契約文書』卷一、一二二頁。

(18) 本文書は『契約文書』卷一、五六頁に、「永樂元年・十年・二十年・宣德七年祁門李舒戸黄冊抄底及該戸田土清單」(HZS三〇三〇〇四)の一部として収める。

また欒成顥「明初地主経済の一考察—兼叙明初的戸帖与黃冊制度」(『東洋学報』六八卷一・二号、一九八七年)六三一五頁にもこの文書が紹介されており、影印の不鮮明な部分は欒氏の録文により補つた。

(19) 山場とは山を開墾した土地、ないし利用価値のある山地を指す。欒成顥(鶴見尚弘訳)「朱元璋によつて攢造せられた竜鳳期魚鱗冊について」(『東洋学報』七〇卷一・二号、一九八九年)三七頁参照。

(20) 『孟宗譜』卷七、孟宗事略、「居安公」。なお本史料と後掲註(24)所掲の史料については、とくに欒成顥氏に提供していただいた。厚く謝意を表したい。

(21) 『契約文書』卷一、一三九頁(HZS三〇六〇〇二七)。

(22) 弘治『徽州府志』卷九、人物三、隱逸、元。

(23) 弘治『徽州府志』卷六、選舉、薦辟、国朝。

(24) 『孟宗譜』卷十、「顯先遺像贊」。なお『孟宗譜』には允奮と作るが、これは建文帝の諱允炆を避けて改め、永樂年間以降も襲用していた尹字を、族譜編纂時に旧に復したものと思われる。

(25) 弘治『徽州府志』卷八、人物二、宦業、国朝。

(26) 道光『祁門縣志』卷二五、人物志三、宦績、補遺。

(27) 「里老」の語が「里長と老人」を指すことについて

は、前掲拙稿「明代中期の老人制と郷村裁判」二六頁、註(1)を参照。

(28) 佃僕は庄僕・火佃とも称され、主家より田地のほか住居・墳墓などを給され、佃租のほか各種の労役や物資などを負担した。明清徽州府下の佃僕制に関する研究は多いが、葉顯恩前掲『明清徽州農村社会与佃僕制』第六章、「徽州的佃僕制度」がもつとも包括的である。

(29) 標掛(掛紙・標祀)とは、毎年三月の清明節に族人が祖墓に参拝する「掃墓」に際し、紙錢を祖墓に掛けてこれを祀る行事をいう(道光『祁門縣志』卷五、輿地志五、風俗・『豐南志』輿地志、風土・乾隆『沙溪集略』卷二、歲時)。

(30) 『契約文書』卷一、五頁(HZS三二一〇〇〇三)。

(31) 第四節所掲の表、IV「里老・中見人など」の項を参考照。

(32) 『契約文書』卷一、一八六頁(HZS三〇九〇〇一二)。なお訴状の原本は通常一件書類とともに地方衙門において保管されるはずである。本文書は知県の批文を付した訴状の写しを県衙門から交付されたものと思われる。

(33) 徽州文書に含まれる民間文書は、当事者の一方のみが署名・立契して他方に交付する「契・約」と、当事者

の双方が署名・立契し、同内容の文書が双方に付与される「合同」に大別される。周紹泉「明清徽州契約与合同異同研究」(『中国史学』三卷、一九九三年)参照。

ここでは扱う文書のうち、「文約」・「契約」・「具結」・「分約」・「甘罰約」・「戒約」などは前者に属し、多くは当事者の一方に何らかの過犯がある場合に立契される。他方各種の「合同」は、境界争いなどに際して立契されることが多いようである。

(34) 族譜における墳墓をめぐる紛争の記録はきわめて多いが、多くはごく簡略であつて紛争処理の過程を具体的に示すものは少ない。なお休寧県茗洲吳氏の『茗洲吳氏家記』卷一〇、「社会記」には、明代中・後期における吳氏をめぐる紛争処理の記録を多数所載し、里甲制下の紛争処理の実態と、その同族組織との関連を考察するうえで興味深いが、この史料については別に専論を用意しているので、本稿では論及しない。

(35) うち事例⑪・⑭の二例については、『契約文書』の表題では県名を明記しないが、文書中に現われる関係者が、前者は「成化二年祁門葉材等互争財產帖文」(『契約文書』卷一、一八三頁〔HZS三〇九〇〇五〕)、後者は「成化十七年祁門鄭文通等壳山赤契」(同書二〇九頁〔HZS三〇九〇〇五五〕)において、祁門県の人物とし

て確認されるため、同県の文書として扱った。

(36) 淳熙『新安志』卷一、風俗。斯波義信『宋代江南經濟史的研究』(汲古書院、一九八八年)一一八頁参照。なお明代徽州府下における山林經營については、張雪慧「徽州歴史上的林木經營初探」(『中国史研究』一九八七年一期)、楊國楨『明清土地契約文書研究』(人民出版社、一九八八年)第三章第一節、「皖南祁門縣的營山与棚民」などが参考になる。

(37) 程敏政『篁墩文集』卷二七、序、「贈推府李君之任徽州序」に、「夫徽州之訟、雖若繁、然爭之大要有三。曰田、曰墳、曰繼。其他鬼瑣、固不足數也。而其情則有足諒者焉。田者世業之所守、墳者先体之所藏、繼者宗法之所繫、雖其間不能不出于有我之私、然亦有理勢之所不可已者」とある。さらに万曆『祁門志』卷四、風俗(張海鵬・王貞元主編『明清徽州商人資料選編』「黃山書社、一九八五年」二七一八頁より転引)にも、「民訟多山木・墳塋・嗣繼。然尚氣好勝、事起渺怒、訟乃蔓延。乃至單戶下民、畏權法、不敢一望官府、亦自不少」とあり、やはり山林と並んで墳墓や繼嗣に関する訴訟が多くなったことを指摘する。なお明代徽州府下における同族の墳墓・墓田經營については鄭振滿「塋山、墓田与徽州商人宗族組織・△歙西溪南吳氏先塋志▽管窺」(『安徽史

学』一九八八年一期)、鈴木博之「明代徽州府の族産と戸名」(『東洋学報』七一巻一・二号、一九八九年)などを参照。

(38) 前掲拙稿「明代中期、徽州府下における『值亭老人』について」。なお筆者は「值亭老人」について、とくに都内各里の老人のなかから選ばれ、各都の申明亭で訴訟の「覆審」にあたった老人ではないかと述べた。しかしこれに対し、寺田浩明・山根幸夫・岩見宏・鈴木博之の各氏から、書信ないし口頭により、「値」の語義は「当番・輪番」であり、「值亭老人」とは、都内各里の老人が、各都におかれた申明亭に輪番で詰めたものではないかとの批判をいただいた。諸氏の指摘のとおり、筆者の解釈は不適切であつたと思われる。この場を借りて訂正するとともに、諸氏に厚く謝意を表したい。

(39) 前掲拙稿「明代中期の老人制と郷村裁判」、二六頁。

(40) 中村茂夫「伝統中国法―雑型説に関する一試論」(『法政理論』[新潟大学]一二巻二号、一九七九年) 第二節「民間処理説とその疑点」。

(41) 岸本美緒「『歴年記』に見る清初地方社会の生活」(『史学雑誌』九五編六号、一九八六年)、同「清初上海の審判と調解―以『歴年記』为例―」(中央研究院歴史語言研究所編『近世家族与政治比較歴史論文集』上冊、

一九九二年)、滋賀秀三「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所感―淡新檔案を史料として―」(『法制史研究』三七、一九八七年)。

(42) 寺田浩明「明清法秩序における『約』の性格」(溝口雄三等編、アジアから考える「4」「社会と国家」、東京大学出版会、一九九四年)。なお寺田氏も、同論文一二八一九頁、註(53)において、老人制の施行された明初には、明代後期以降に比べ、遙かに老人を中心に「約された状態」が存在したのではないかと述べている。

(43) なおこの点に関連して、老人制成立の社会的・思想的背景や、徽州郷村社会における老人制の位置付けの検討が必要となろう。この問題については別稿「徽州の地域望家と明代老人制」として、近く発表する予定である。

〔付記〕本稿の作成にあたり、東洋文化研究所契約文書研究会において数回の発表を行ない、多くの貴重な教示をいただいた。またとくに中国社会科学院歴史研究所の樊成頤氏からは、徽州学全般や文書史料の読解について教示を受けるとともに、国内では入手できない史料を提供していただいた。あらためて深く謝意を表したい。